



**今月の話題：**参院選が始まった。資料によれば、この投票率は近年、50%前後で推移している。敢えて言えば、人口の半分が参政権を放棄しているようだ。我々が社会生活をしている限り、様々な団体に属する。成長の過程で属した団体、趣味活動、地域生活の互助団体等々。参加事情も多様ではあるけれど、どんな団体であれ、団体に属す以上、果たすべき義務があろう。義務を果たしてこそ、団体から得られる果実も期待できるのだ。(伊藤誠三)

### □ 本部便り：(金森捷三郎 記)

・サーツ事務所はコロナに加え、猛暑となる見込みから当番の方は7月も無理せず、体調とご都合に合わせてご出勤ください。会員各位の御理解をお願いいたします。

### □ 建築部会：(岡本直 記)

・クラウド利用の提案：長く続くコロナ禍によりリモート方式による部会も回数を重ね、違和感なく意見交換ができるようになったが、その際、参加メンバーの方からメールで提供される資料をどのように保存するのが良いかが課題となっている。他方、サーツ寺子屋の第6回「木造住宅の耐震診断と補強」の準備で始めた木耐WGではその後の技術支援の検討をリモートで続けているが、その際、クラウド(BOX)を介して情報の共有化を図っている。

BOX内に設けた専用のフォルダーの共有化でリモート会議の効率が格段に向上したと実感している。このような資料の共有化による利便性をサーツの全部会に展開させる事ができれば、情報の安全管理のみならず、紙ベース保存に比べ事務所の省スペースにもつながるなど利点が多いのではなかろうか。運営上の課題を検討してみたい。

・第7回サーツ寺子屋：7月23日(土)13:30-15:00  
「省エネからLCCM(Life Cycle Carbon Minus)へ」講師：清家剛 東京大学大学院教授(オンライン方式)

○次回建築部会：7月25日17:30～(ZOOM)

### □ 戸建住宅部会：(小藤捷吾 記)

・木造住宅合理化システム普及協会の解散：去る3月31日をもって、サーツが事務局を務めた木造住宅合理化システム普及協会が解散された。この協会は公益財団法人日本住宅・木材技術センターにおける「木造住宅合理化システム認定」を基に、安全で高性能、且つコストパフォーマンスの高い木造住宅を供給する企業の団体です。

各企業の独自認定のみならず、サーツが中心になり普及協会独自の「木造住宅合理化システム長期性能タイプA型」を取得し、会員が容易に「長期優良住宅」を建設できる体制も整えました。「木造住宅合理化システム認定」建築はすでに総数で累計70万棟を超える活用がなされており、普及協会も貢献してきましたが、長期優良住宅の一般化が定着し、国の政策も世界的な環境問題対応の省エネルギー住宅・サステナブル住宅・ゼロエネルギー住宅等に向け更なる品質確保に向け急転しています。この様な状況の中、普及協会の活動を終了する事になりました。新たな目標や有効な計画が明確になればまた、新活動組織が生まれるのではと期待しています。

・前回、広島のお宿住宅会社<山根木材>からの依頼で、社員ならびに協力業者の研修会に講師派遣を行ったことを報告したが、今月、再度、研修依頼があった。内容は

7月に行われる<安全大会>において、安全を中心とした講演の予定。

○次回部会予定：7月8日(金)16時～17時30分、  
会議室併用ズーム会議の予定、

### □ 集合住宅部会：(小畑晴治 記)

・集合住宅部会は、新型コロナの影響で活動が停滞していたが、新しい体制での取組を目指している。特に、「マンション管理問題適正化」が声高に叫ばれる中で、善良な管理を心掛けてきた高経年マンションの住民や管理組合が不安を感じる事例も散見されるため、彼らに寄り添う取組の必要性なども念頭に置いている。供給開始時期と大きく違ってきた生活様式や高齢期居住者の増加等への対応について、原状維持のための管理(保全管理)から「リノベーション対応の管理」で、「機能性や性能向上」への対応ニーズが高まっている点などに着目した取組強化などについて議論を交わしている。

欧米では、100年も前に建てられた集合住宅が現役で使われているが、今日的な生活が営めるようリノベーションが繰り返され、快適な住み心地が保たれている。

集合住宅部会は、7月から秋山新部長の下で、新たな取組にチャレンジしようとしている。

### □ マンション管理組合支援事業部：(丸山和郎 記)

・マンション管理適正化法改正に伴う「管理計画認定制度」の新たな課題を考えてみる。

2つの評価制度には(2021年9月改正・改訂の)「長期修繕計画標準様式・ガイドライン」の内容に沿った形で、長期修繕計画期間が、2回の大規模修繕を含む30年以上、となっているか否か、が「長期修繕計画の有無」のチェックポイントとして掲げられている。築35年以上の高経年マンションでは、区分所有者の年齢構成から修繕積立金増額変更等は難しく、大規模修繕のような計画修繕実施時期の設定すらままならぬ管理組合が数多くある。結局、実際の運用とは異なる形ばかりの長期修繕計画が管理会社によって作られ、5～7年毎の見直しに予算措置を講じ、経済弱者である組合が食い物にされているのが現実である。こういった管理組合が自主管理できるよう、長期修繕計画作成或いは見直しの勉強会・講習会への建築士やマンション管理士派遣など、公的支援が今後は求められるべきであろう。

□ 建築技術誌7月号(6月17日発売) サーツ欄掲載記事

・小畑晴治：人口減少と超高齢化の時代、「建築学」の誇りと自覚を

・永元 博：広島県の山根木材で「建築現場の品質向上研修」の実施報告

□ 余滴：梅雨明けて人影も無き昼の街 捷三郎